

京都市告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和2年9月14日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社春田宝泉（代表取締役 春田 宝子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町463番地

3 事業所の名称

訪問介護ステーション 宝生

4 事業所の所在地

京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町463番地

5 指定する事業の種類

同行援護

6 指定年月日

令和2年9月7日

7 事業所番号

2610881241

(保健福祉局障害保健福祉推進室)